

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
企画財政部							
1		武蔵村山市補助金等交付規則			補助金等の交付決定等については、手続条例第3条第12号において適用除外されています。	財政課	財政・検査
2		武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例			第5条第1項の「指定管理者の指定」は、申請に対する処分に該当するものと考えますが、その手続には議会の議決が必要なため、手続条例第3条第1号の適用除外に適用するため洗い出しておりません。	行政経営課	行政管理
3	使用料の減免	武蔵村山市行政財産使用料条例	第5条		【共通担当部署】環境課	企画政策課	資産経営
4	使用料の還付承認	武蔵村山市行政財産使用料条例	第7条ただし書		【共通担当部署】環境課	企画政策課	資産経営
総務部							
5	行為の許可	武蔵村山市庁舎管理規則	第8条第1項			総務契約課	総務
6	開示請求に対する決定	武蔵村山市情報公開条例	第11条第1項			文書法制課	法務
市民部							
7		武蔵村山市印鑑条例			第22条に武蔵村山市行政手続条例の適用除外があるため洗い出しておりません。	市民課	窓口
8	手数料の免除	武蔵村山市事務手数料条例	第7条			市民課	窓口
9	行為の許可	武蔵村山市役所緑が丘出張所庁舎管理規則	第8条第1項			市民課	出張所
10		武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例			第23条に武蔵村山市行政手続条例の適用除外があるため洗い出しておりません。	保険年金課	国民健康保険
11	出産育児一時金の支給	武蔵村山市国民健康保険条例	第6条第1項			保険年金課	国民健康保険、医療費適
12	葬祭費の支給	武蔵村山市国民健康保険条例	第7条			保険年金課	国民健康保険、医療費適
13	結核・精神医療給付金の支給	武蔵村山市国民健康保険条例	第7条の2			保険年金課	国民健康保険、医療費適
14	延滞金の減免	武蔵村山市後期高齢者医療に関する条例	第5条第3項			保険年金課	後期・年金
15		武蔵村山市税賦課徴収条例			第4条に武蔵村山市行政手続条例の適用除外があるため洗い出しておりません。	課税課	諸税、市民税、土地、家屋

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による事務処理特例	備考	担当課	担当係
16		武蔵村山市都市計画税条例			第7条に武蔵村山市行政手続条例の適用除外があるため洗い出しておりません。	課税課	土地、家屋
協働推進部							
17		武蔵村山市認可地縁団体印鑑規則			武蔵村山市印鑑条例に倣い、洗い出しておりません。	協働推進課	協働推進
18	使用の許可	武蔵村山市立地区集会所設置条例	第4条		【共通担当部署】文化振興課	協働推進課	協働推進
19	使用料の減免	武蔵村山市立地区集会所設置条例	第9条		【共通担当部署】文化振興課	協働推進課	協働推進
20	使用料の返還承認	武蔵村山市立地区集会所設置条例	第10条ただし書		【共通担当部署】文化振興課	協働推進課	協働推進
21	利用の許可及び変更許可	武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンター設置条例	第10条第1項			協働推進課	協働推進
22		武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンター設置条例			第13条及び第15条の利用料金の徴収、減免及び返還承認は、私法上の金銭の取扱いになり、処分に当たらないため、洗い出しておりません。	協働推進課	協働推進
23	利用の許可	武蔵村山市ボランティア・市民活動センター事業運営規則	第7条			協働推進課	協働推進
24	利用の許可	武蔵村山市立温泉施設設置条例	第7条第1項			産業観光課	観光
25		武蔵村山市立温泉施設設置条例			第9条及び第11条の利用料金の徴収、減免及び返還承認は、私法上の金銭の取扱いになり、処分に当たらないため、洗い出しておりません。	産業観光課	観光
26	販売等の行為の許可	武蔵村山市立温泉施設設置条例	第12条			産業観光課	観光
27	指定企業等の指定	武蔵村山市企業誘致条例	第3条			産業観光課	商工
28	奨励金の交付	武蔵村山市企業誘致条例	第6条第2項			産業観光課	商工
29	申請内容の変更の承認	武蔵村山市企業誘致条例	第7条第2項			産業観光課	商工
30	地位の承継の承認	武蔵村山市企業誘致条例	第9条			産業観光課	商工
31		武蔵村山市小口事業資金融資条例			この条例は、事業資金の融資(契約行為)について定めたものであるため洗い出しておりません。	産業観光課	商工
32	使用料の減免	武蔵村山市行政財産使用料条例	第5条		【共通担当部署】企画政策課	環境課	

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
33	使用料の還付承認	武蔵村山市行政財産使用料条例	第7条ただし書		【共通担当部署】企画政策課	環境課	
34	工場の設置の認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第81条第1項	○		環境課	環境保全
35	工場の変更の認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第82条第1項	○		環境課	環境保全
36	工事完成の認定	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第84条第2項	○		環境課	環境保全
37	使用の許可	武蔵村山市地域運動場等設置条例	第5条			環境課	公園緑地
38	特別の設備等の承認	武蔵村山市地域運動場等設置条例	第9条ただし書			環境課	公園緑地
39	行為の許可及び変更許可	武蔵村山市都市公園条例	第3条第1項及び第3項			環境課	公園緑地
40	使用料の減免	武蔵村山市都市公園条例	第7条第3項			環境課	公園緑地
41	使用料の返還承認	武蔵村山市都市公園条例	第8条ただし書			環境課	公園緑地
42	廃棄物処理手数料の返還承認	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第45条第2項ただし書			ごみ対策課	ごみ対策
43	廃棄物処理手数料の減免	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第47条			ごみ対策課	ごみ対策
44	一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可証の再交付	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第53条			ごみ対策課	ごみ対策
45	浄化槽清掃業の許可証の再交付	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第56条			ごみ対策課	ごみ対策
健康福祉部							
46		武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例			この条例の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給は、申請に対する処分に当たらず、また、災害援護資金の貸付けは契約行為と判断しました。	福祉総務課	福祉総務
47	利用の許可及び変更許可	武蔵村山市福祉会館設置条例	第8条第1項			福祉総務課	福祉会館
48	特別の設備等の許可	武蔵村山市福祉会館設置条例	第10条ただし書			福祉総務課	福祉会館
49	使用の許可	武蔵村山市老人福祉館設置条例	第7条			福祉総務課	福祉会館
50	保険料の徴収猶予	武蔵村山市介護保険条例	第8条第1項			高齢福祉課	管理
51	保険料の減免	武蔵村山市介護保険条例	第9条第1項			高齢福祉課	管理

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
52		武蔵村山市民総合センター設置条例			第11条の利用料金の徴収は、私 法上の金銭の取扱いになり、処 分に当たらないため、洗い出して おりません。	障害福祉課	業務
53	団体活動室の使用の許可	武蔵村山市民総合センター設置条例	第15条第1項(第29条第2 項において準用する場合 を含む。)		【共通担当部署】文化振興課	障害福祉課	業務
54	団体活動室の使用料の減免	武蔵村山市民総合センター設置条例	第18条の2(第29条第2項 及び第3項において準用 する場合を含む。)		【共通担当部署】文化振興課	障害福祉課	業務
55	使用料の返還承認	武蔵村山市民総合センター設置条例	第18条の3ただし書(第29 条第2項及び第3項におい て準用する場合を含む。)		【共通担当部署】文化振興課	障害福祉課	業務
56	使用の許可	武蔵村山市立若草集会所設置条例	第6条			障害福祉課	業務
57	利用の登録	武蔵村山市身体障害者福祉センター事 業運営規則	第8条			障害福祉課	援護第一
58	利用の承認	武蔵村山市身体障害者福祉センター事 業運営規則	第9条			障害福祉課	援護第一
59	受給資格等の認定	武蔵村山市中心身障害者福祉手当条例	第5条			障害福祉課	援護第一
60	受給資格の認定	武蔵村山市中心身障害児医療費助成に関 する条例	第3条の2			障害福祉課	援護第一
61	医療費の助成	武蔵村山市中心身障害児医療費助成に関 する条例	第5条			障害福祉課	援護第一
62	受給資格の認定	武蔵村山市特殊疾病患者福祉手当条例	第5条			障害福祉課	援護第一
子ども家庭部							
63	受給資格等の認定	武蔵村山市児童育成手当条例	第6条			子ども青少年 課	手当・青少年
64	手当の額の改定の認定	武蔵村山市児童育成手当条例	第8条			子ども青少年 課	手当・青少年
65	医療証の交付	武蔵村山市ひとり親家庭等医療費助成 に関する条例	第5条			子ども青少年 課	手当・青少年
66	医療費の助成	武蔵村山市ひとり親家庭等医療費助成 に関する条例	第7条第2項			子ども青少年 課	手当・青少年
67	医療証の交付	武蔵村山市子どもの医療費の助成に関 する条例	第5条			子ども青少年 課	手当・青少年
68	医療費の助成	武蔵村山市子どもの医療費の助成に関 する条例	第7条第2項			子ども青少年 課	手当・青少年
69	利用者負担金の減免	武蔵村山市子どものための教育・保育給 付に係る利用者負担金に関する条例	第7条			子ども青少年 課	保育・幼稚園

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による事務処理特例	備考	担当課	担当係
70		武蔵村山市私立幼稚園入園支度金貸付条例			この条例は、支度金の貸付け(契約行為)について定めたものであるため洗い出しておりません。	子ども青少年課	保育・幼稚園
71	入所の承認	武蔵村山市立学童クラブ設置条例	第8条			子ども青少年課	児童館
72	育成料の減免	武蔵村山市立学童クラブ設置条例	第11条第1項			子ども青少年課	児童館
73	育成料の返還承認	武蔵村山市立学童クラブ設置条例	第12条ただし書			子ども青少年課	児童館
74	徴収金の減免	武蔵村山市母子生活支援施設における保護実施規則	第10条		従前の規則は平成28年1月1日に廃止され、同日に同様の内容で新たな規則を施行しています。	子ども子育て支援課	子ども家庭支援センター
75	徴収金の減免	武蔵村山市入院助産実施規則	第8条			子ども子育て支援課	子ども家庭支援センター
都市整備部							
76	地区まちづくり協議会の認定	武蔵村山市まちづくり条例	第8条第1項			都市計画課	計画
77	地区まちづくり準備会の認定	武蔵村山市まちづくり条例	第9条第2項			都市計画課	計画
78	地区計画区域内の建築物の特例許可	武蔵村山市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例	第8条第1項			都市計画課	計画
79	開発事業の承認	武蔵村山市まちづくり条例	第59条第1項			都市計画課	開発・住宅
80	開発事業の一部変更の承認	武蔵村山市まちづくり条例	第63条第1項			都市計画課	開発・住宅
81	工事完了の検査	武蔵村山市まちづくり条例	第67条第1項			都市計画課	開発・住宅
82	地位の承継の承認	武蔵村山市まちづくり条例	第109条第1項			都市計画課	開発・住宅
83	整備基準適合証の交付(第18条第1項の規定によりその新設又は改修に当たって届出を要するとされた施設に係るものに限る。)	東京都福祉のまちづくり条例	第15条第2項	○		都市計画課	開発・住宅
84	入居の決定	武蔵村山市営住宅条例	第8条第2項		公営住宅について全体としては「民事契約」と解されるが、「入居の決定」については、処分性はあるものと考えられるため洗い出しました。	都市計画課	開発・住宅
85	延滞金の減免	武蔵村山市営住宅条例	第18条第3項(第31条第3項、第33条第3項及び第52条において準用する場合を含む。)			都市計画課	開発・住宅

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
86	家賃の減免又は徴収猶予	武蔵村山市営住宅条例	第19条第1項(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。)			都市計画課	開発・住宅
87	駐車場の使用の許可	武蔵村山市営住宅条例	第43条			都市計画課	開発・住宅
88	駐車場の使用料の減免等	武蔵村山市営住宅条例	第48条第2項			都市計画課	開発・住宅
89	権利の譲渡及び承継の許可	武蔵村山市道路占用規則	第10条第1項ただし書			道路下水道課	維持補修
90	占用料の減免	武蔵村山市道路占用料等徴収条例	第3条			道路下水道課	維持補修
91	占用料の分割納入の承認	武蔵村山市道路占用料等徴収条例	第4条第2項			道路下水道課	維持補修
92	占用料の返還承認	武蔵村山市道路占用料等徴収条例	第4条第3項ただし書			道路下水道課	維持補修
93	占用の許可及び変更許可	武蔵村山市特定公共物管理条例	第5条第1項			道路下水道課	維持補修
94	占用許可の更新	武蔵村山市特定公共物管理条例	第6条第2項			道路下水道課	維持補修
95	占用料の減免(武蔵村山市道路占用料等徴収条例第3条の準用)	武蔵村山市特定公共物管理条例	第8条第2項			道路下水道課	維持補修
96	占用料の分割納入の承認(武蔵村山市道路占用料等徴収条例第4条第2項の準)	武蔵村山市特定公共物管理条例	第8条第2項			道路下水道課	維持補修
97	占用料の返還承認(武蔵村山市道路占用料等徴収条例第4条第3項ただし書の)	武蔵村山市特定公共物管理条例	第8条第2項			道路下水道課	維持補修
98	権利の譲渡等の承認	武蔵村山市特定公共物管理条例	第11条ただし書			道路下水道課	維持補修
99	用途廃止の承認	武蔵村山市特定公共物管理条例	第18条			道路下水道課	維持補修
100	排水設備の計画の確認及び変更確認	武蔵村山市下水道条例	第4条			道路下水道課	工事
101	排水設備の工事の検査	武蔵村山市下水道条例	第6条			道路下水道課	工事
102	占用の許可	武蔵村山市下水道条例	第14条の2第1項			道路下水道課	下水道
103	広告物等の表示又は設置に係る許可	東京都屋外広告物条例	第8条、第15条、第16条及び第30条	○		道路下水道課	維持補修
104	広告物の表示の内容の変更等の許可及び広告物等の表示等の継続の許可	東京都屋外広告物条例	第27条第1項及び第2項	○		道路下水道課	維持補修
105	使用料の減免	武蔵村山市下水道条例	第12条の7			道路下水道課	下水道
106	指定工事店証の交付及び再交付	武蔵村山市指定下水道工事店規則	第6条第1項及び第3項			道路下水道課	下水道
107	指定の更新	武蔵村山市指定下水道工事店規則	第9条			道路下水道課	下水道
108	責任技術者の登録	武蔵村山市指定下水道工事店規則	第18条第1項			道路下水道課	下水道

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
109	登録の更新	武蔵村山市指定下水道工事店規則	第20条第1項			道路下水道課	下水道
110	負担金の徴収猶予	武蔵村山市下水道事業受益者負担に関する条例	第10条		この条例の負担金の徴収は、都市計画法第75条にありますので、法適用で対応しています。	道路下水道課	下水道
111	負担金の減免	武蔵村山市下水道事業受益者負担に関する条例	第11条			道路下水道課	下水道
112	延滞金の減免	武蔵村山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則	第14条第1項			道路下水道課	下水道
教育部							
113	使用の許可	武蔵村山市立学校施設使用条例	第2条第1項			教育総務課	教育政策
114	使用料の減免	武蔵村山市立学校施設使用条例	第6条			教育総務課	教育政策
115	使用料の返還承認	武蔵村山市立学校施設使用条例	第7条ただし書			教育総務課	教育政策
116		武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例			この条例は、医療費の貸付け(契約行為)について定めたものであるため洗い出しておりません。	教育総務課	学事
117	使用の許可	武蔵村山市公民館条例	第8条			文化振興課	生涯学習
118	使用料の減免	武蔵村山市公民館条例	第12条			文化振興課	生涯学習
119	使用料の返還承認	武蔵村山市公民館条例	第13条ただし書			文化振興課	生涯学習
120	使用の許可	武蔵村山市立学習等供用施設設置条例	第7条			文化振興課	生涯学習
121	使用料の減免	武蔵村山市立学習等供用施設設置条例	第11条			文化振興課	生涯学習
122	使用料の返還承認	武蔵村山市立学習等供用施設設置条例	第12条ただし書			文化振興課	生涯学習
123	利用の許可	武蔵村山市立学習等供用施設地区会館視聴覚機器の利用に関する規則	第5条			文化振興課	生涯学習
124	使用の許可	武蔵村山市立地区集会所設置条例	第4条		【共通担当部署】協働推進課	文化振興課	生涯学習
125	使用料の減免	武蔵村山市立地区集会所設置条例	第9条		【共通担当部署】協働推進課	文化振興課	生涯学習
126	使用料の返還承認	武蔵村山市立地区集会所設置条例	第10条ただし書		【共通担当部署】協働推進課	文化振興課	生涯学習
127	利用の許可及び変更許可	武蔵村山市民会館設置条例	第8条第1項			文化振興課	生涯学習

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による事務処理特例	備考	担当課	担当係
128		武蔵村山市民会館設置条例			第11条、第12条、第15条及び第16条の利用料金の徴収、減免及び返還承認は、私法上の金銭の取扱いとなり、処分に当たらないため、洗い出しておりません。	文化振興課	生涯学習
129	特別の設備等の承認	武蔵村山市民会館設置条例	第18条ただし書			文化振興課	生涯学習
130	団体活動室の使用の許可	武蔵村山市民総合センター設置条例	第15条第1項(第29条第2項において準用する場合を含む。)		【共通担当部署】障害福祉課	文化振興課	生涯学習
131	団体活動室の使用料の減免	武蔵村山市民総合センター設置条例	第18条の2(第29条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)		【共通担当部署】障害福祉課	文化振興課	生涯学習
132	使用料の返還承認	武蔵村山市民総合センター設置条例	第18条の3ただし書(第29条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)		【共通担当部署】障害福祉課	文化振興課	生涯学習
133	利用者の登録	武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則	第4条第1項			文化振興課	生涯学習
134	利用者登録の更新又は変更	武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則	第6条			文化振興課	生涯学習
135	閲覧等の許可	武蔵村山市立歴史民俗資料館規則	第7条			文化振興課	歴史民俗資料館
136	資料貸出の許可	武蔵村山市立歴史民俗資料館規則	第9条			文化振興課	歴史民俗資料館
137	市指定有形文化財の現状変更等の許可	武蔵村山市文化財保護条例	第14条第1項			文化振興課	歴史民俗資料館
138	市指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	武蔵村山市文化財保護条例	第36条において準用する第14条第1項			文化振興課	歴史民俗資料館
139		武蔵村山市文化財保護条例			文化財の指定及び解除は、「行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について(平成6年11月25日庁保伝第41号)」に「行政手続法上の処分には該当せず、同法は適用されない」とあるため、その考えに倣い洗い出しておりません。	文化振興課	歴史民俗資料館
140	利用の許可及び変更許可	武蔵村山市体育施設設置条例	第6条第1項			スポーツ振興課	スポーツ振興
141		武蔵村山市体育施設設置条例			第9条、第10条及び第12条の利用料金の徴収、減免及び返還承認は、私法上の金銭の取扱いとなり、処分に当たらないため、洗い出しておりません。	スポーツ振興課	スポーツ振興

武蔵村山市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	条例による 事務処理特例	備考	担当課	担当係
142	特別の設備等の承認	武蔵村山市体育施設設置条例	第14条ただし書			スポーツ振興課	スポーツ振興
143	利用の許可及び変更許可	武蔵村山市総合体育館設置条例	第8条第1項			スポーツ振興課	スポーツ振興
144		武蔵村山市総合体育館設置条例			第11条及び第13条の利用料金の徴収、減免及び返還承認は、私法上の金銭の取扱いになり、処分に当たらないため、洗い出しておりません。	スポーツ振興課	スポーツ振興
145	特別の設備等の許可	武蔵村山市総合体育館設置条例	第15条ただし書			スポーツ振興課	スポーツ振興
146	貸切利用の許可	武蔵村山市総合体育館設置条例施行規則	第4条第1項			スポーツ振興課	スポーツ振興
147	図書館カードの交付(個人)	武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則	第9条第3項			図書館	
148	図書館カードの交付(団体)	武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則	第10条第2項			図書館	
149	図書館カードの交付(個人)	武蔵村山市立図書館規則	第4条第3項			図書館	
150	図書館カードの交付(団体)	武蔵村山市立図書館規則	第5条第3項			図書館	